

社 労 連 第 30 号
令和 3 年 1 月 15 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省職業安定局長及び、雇用環境・均等局長、人材開発統括官は令和 2 年 12 月 25 日付職発 1225 第 4 号、雇均発 1225 第 1 号、開発 1225 第 17 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」により、別紙のとおり通知を発信いたしましたので、通知いたします。

これにより、社会保険労務士の行う手続における申請書等の社会保険労務士記載欄から社会保険労務士個人の印鑑の押印欄が廃止されることになりました（提出代行及び事務代理等の記載又は定型印の押印の取扱いは従来通り）。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。なお、本件は連合会ウェブサイトの会員専用ページに掲載しておりますことを申し添えます。

謹 白

(担当：業務部企画・広報課 企画係)

職 発 1225 第 4 号
雇 均 発 1225 第 1 号
開 発 1225 第 17 号
令 和 2 年 12 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省

職 業 安 定 局 長
雇 用 環 境 ・ 均 等 局 長
人 材 開 発 統 括 官
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について

令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続(注:「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、厚生労働省としては、所管する政省令等において、国民や事業者等に対して、押印又は署名(以下「押印等」という。)を求めている手続について、国民や事業者等の押印等を不要とするために必要な改正を行う「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 208 号。以下「整理省令」という。)」(別添 1)及び「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示(令和 2 年厚生労働省告示第 397 号。以下「整理告示」という。)」(別添 2)が本日公布され、同日より施行されることとされている。整理省令及び整理告示の改正の内容等のうち、職業安定局に係る改正については下記のとおりである。貴職におかれては、以上のことを十分御理解の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、厚生労働省関係省令及び厚生労働省関係告示の一部を改正するもの。

第2 改正の内容

厚生労働省関係省令及び厚生労働省関係告示のうち、事業主又は労働者から押印等を求めている様式等（労働者が提出する様式であって、事業主の押印等が必要なものの一部を除く。）の押印欄を削除する等の措置を講ずること。

整理省令及び整理告示による改正後の様式のうち、1に掲げる厚生労働省関係省令に定められている様式については別添3、2に掲げる厚生労働省関係告示に定められている様式については別添4のとおり。

なお、経過措置として、整理省令及び整理告示の施行の際現にある改正前の様式により使用されている書類については改正後の様式によるものとみなし、整理省令及び整理告示の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

1. 厚生労働省関係省令（職業安定局関係）

(1) 職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）

- ①様式第1号（有料・無料職業紹介事業許可申請書、有料・無料職業紹介事業許可有効期間更新申請書）
- ②様式第1号の2（特別の法人無料職業紹介事業届出書）
- ③様式第3号（届出制手数料届出書、届出制手数料変更届出書）
- ④様式第6号（有料・無料職業紹介事業許可証再交付申請書、有料・無料職業紹介事業変更届出書、有料・無料職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書、有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書、特別の法人無料職業紹介事業変更届出書）
- ⑤様式第7号（有料職業紹介事業廃止届出書、無料職業紹介事業廃止届出書、特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書）
- ⑥様式第8号（有料職業紹介事業報告書、無料職業紹介事業報告書）
- ⑦様式第8号の2（特別の法人無料職業紹介事業報告書）

(2) 激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令（昭和39年厚生労働省令第18号）

様式第1号（雇用保険被保険者休業証明書）

(3) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）

- ①様式第 1 号 (再就職援助計画)
- ②様式第 2 号 (大量離職届)
- ③様式第 3 号 (雇入れ・離職に係る外国人雇用状況届出書)
- ④様式第 5 号 (雇用促進計画－ 1)
- (4) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則 (昭和 46 年労働省令第 24 号)
 - 様式第 1 号 (多数離職届)
- (5) 雇用保険法施行規則 (昭和 50 年労働省令第 3 号)
 - ①第 8 条第 2 項、第 4 項及び第 9 項 (確認の請求)
 - ②第 145 条第 2 項 (代理人)
 - ③様式第 2 号 (雇用保険被保険者資格取得届)
 - ④様式第 2 号の 2 (雇用保険被保険者資格取得届 (統一様式))
 - ⑤様式第 4 号 (雇用保険被保険者資格喪失届)
 - ⑥様式第 4 号の 2 (雇用保険被保険者資格喪失届 (統一様式))
 - ⑦様式第 5 号 (雇用保険被保険者離職証明書 (安定所提出用))
 - ⑧様式第 6 号 (2) (雇用保険被保険者離職票－ 2)
 - ⑨様式第 8 号 (雇用保険被保険者証再交付申請書)
 - ⑩様式第 9 号の 2 (雇用継続交流採用終了届)
 - ⑪様式第 10 号 (雇用保険被保険者転勤届)
 - ⑫様式第 10 号の 2 (個人番号登録・変更届)
 - ⑬様式第 10 号の 2 の 2 (雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書 (安定所提出用) (介護・育児))
 - ⑭様式第 10 号の 4 (未支給失業等給付請求書)
 - ⑮様式第 12 号 (公共職業訓練等受講届・通所届)
 - ⑯様式第 14 号 (失業認定申告書)
 - ⑰様式第 15 号 (公共職業訓練等受講証明書)
 - ⑱様式第 16 号 (受講期間・教育訓練給付適用対象期間延長申請書)
 - ⑲様式第 18 号 (払渡希望金融機関指定・変更届)
 - ⑳様式第 20 号 (受給資格者氏名・住所変更届)
 - ㉑様式第 22 号 (傷病手当支給申請書)
 - ㉒様式第 22 号の 3 (高年齢受給資格者失業認定申告書)
 - ㉓様式第 24 号 (特例受給資格者失業認定申告書)
 - ㉔様式第 25 号 (雇用保険日雇労働被保険者資格取得届)
 - ㉕様式第 26 号 (雇用保険日雇労働被保険者任意加入申請書)
 - ㉖様式第 28 号 (雇用保険日雇労働被保険者資格継続認可申請書)
 - ㉗様式第 29 号 (就業手当支給申請書)
 - ㉘様式第 29 号の 2 (再就職手当支給申請書)

- ⑲様式第 29 号の 2 の 2 (就業促進定着手当支給申請書)
 - ⑳様式第 29 号の 3 (常用就職支度手当支給申請書)
 - ㉑様式第 30 号 (移転費支給申請書)
 - ㉒様式第 32 号 (移転証明書)
 - ㉓様式第 32 号の 2 (求職活動支援費 (広域求職活動費) 支給申請書)
 - ㉔様式第 32 号の 3 (求職活動支援費 (短期訓練受講費) 支給申請書)
 - ㉕様式第 32 号の 4 (求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) 支給申請書)
 - ㉖様式第 33 号の 2 (教育訓練給付金支給申請書)
 - ㉗様式第 33 号の 2 の 2 (教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票)
 - ㉘様式第 33 号の 2 の 4 (教育訓練給付金 (第 101 条の 2 の 7 第 2 号関係) 支給申請書)
 - ㉙様式第 33 号の 2 の 5 (教育訓練給付金 (第 101 条の 2 の 7 第 3 号関係) 支給申請書)
 - ㉚様式第 33 号の 2 の 6 (教育訓練給付金 (第 101 条の 2 の 7 第 2 号関係) 受給者指名・住所・電話番号変更届)
 - ㉛様式第 33 号の 2 の 7 (教育訓練支援給付金受講証明書)
 - ㉜様式第 33 号の 3 (高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書)
 - ㉝様式第 33 号の 3 の 2 (高年齢雇用継続給付支給申請書)
 - ㉞様式第 33 号の 4 (雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書 (安定所提出用))
 - ㉟様式第 33 号の 6 (介護休業給付金支給申請書)
 - ㊱様式第 33 号の 7 (育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書)
 - ㊲様式第 33 号の 8 (育児休業給付金支給申請書)
 - ㊳様式第 35 号 (雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票)
 - ㊴様式第 36 号 (雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票)
 - ㊵様式第 37 号 (雇用保険被保険者転勤届光ディスク等提出用総括票)
- (6) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則 (昭和 51 年労働省令第 29 号)
- ①様式第 1 号 (建設労働者募集届)
 - ②様式第 3 号 (実施計画認定・変更認定申請書、実施計画変更届出書)
 - ③様式第 5 号 (認定計画実施状況報告書)
 - ④様式第 6 号 (建設業務有料職業紹介事業許可申請書、建設業務有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書)
 - ⑤様式第 8 号 (届出制手数料届出書、届出制手数料変更届出書)

- ⑥様式第 12 号（建設業務有料職業紹介事業廃止届出書）
- ⑦様式第 13 号（建設業務労働者就業機会確保事業許可・許可有効期間更新申請書）
- ⑧様式第 16 号（建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書、建設業務労働者就業機会確保事業変更届出書、建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書）
- ⑨様式第 17 号（建設業務労働者就業機会確保事業廃止届出書）
- ⑩様式第 18 号（建設業務労働者就業機会確保事業報告書）
- ⑪様式第 19 号（建設業務労働者就業機会確保事業収支決算書）
- （7） 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）第 36 条の 5（在宅就業対価相当額を証する書面）
- （8） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）
 - ①様式第 1 号（労働者派遣事業許可・許可有効期間更新申請書）
 - ②様式第 5 号（許可証再交付申請書、労働者派遣事業変更届出書、労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書）
 - ③様式第 8 号（労働者派遣事業廃止届出書）
 - ④様式第 11 号（労働者派遣事業報告書（年度報告）（6 月 1 日現在の状況報告））
 - ⑤様式第 12 号（労働者派遣事業収支決算書）
 - ⑥様式第 12 号の 2（関係派遣先派遣割合報告書）
 - ⑦様式第 13 号（海外派遣届出書）
- （9） 港湾労働法施行規則（昭和 63 年労働省令第 35 号）
 - ①様式第 1 号（港湾労働者雇用届）
 - ②様式第 3 号（港湾労働者証再交付等申請書）
 - ③様式第 6 号（港湾労働者派遣事業許可・許可有効期間更新申請書）
 - ④様式第 7 号（港湾運送事業実績報告書）
 - ⑤様式第 10 号（許可証再交付申請書、港湾労働者派遣事業変更届出書、港湾労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書）
 - ⑥様式第 11 号（派遣事業対象業務変更許可申請書）
 - ⑦様式第 12 号（港湾労働者派遣事業廃止届出書）
 - ⑧様式第 13 号（港湾労働者派遣事業報告書）
 - ⑨様式第 14 号（港湾労働者派遣事業収支決算書）
- （10） 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省令第 93 号）
 - 様式第 3 号（職業訓練受講給付金支給申請書）

2. 厚生労働省関係告示（職業安定局関係）

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112号）

- ① 様式第6号の5（子会社特例認定申請書）
- ② 様式第6号の7（関係会社特例認定申請書）
- ③ 様式第6号の9（関係子会社特例認定申請書）
- ④ 様式第6号の11（特定事業主特例認定申請書）
- ⑤ 様式第7号の2（在宅就業支援団体登録申請書）
- ⑥ 様式第7号の3（在宅就業支援団体登録事項変更届出書）
- ⑦ 様式第7号の4（業務規程届出書）
- ⑧ 様式第7号の5（業務規程変更届出書）
- ⑨ 様式第7号の6（業務休廃止届出書）
- ⑩ 様式第7号の7（在宅就業支援団体業務報告書）
- ⑪ 様式第7号の8（基準適合事業主認定申請書）

第3 既存の通達等の取扱いについて

令和2年12月25日までに職業安定局から発出した通達（別添5-①に掲げる職業安定局長と雇用環境・均等局長、人材開発統括官との連名通達を含む。）について、掲載していた各様式においても整理省令及び整理告示と同様に押印等を不要とする等の所要の措置を講ずるとともに、整理省令及び整理告示と同様の経過措置を設けることとする。このうち、別添5-①及び別添5-②に掲げる通達については、読替後の様式はそれぞれ別添6及び別添7のとおりであり、別添5-③に掲げる通達については、様式読替後の本文は別添8のとおりである。

【別添1】 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）

【別添2】 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省令第397号）

【別添3】 厚生労働省令に定める様式（職業安定局関係）

【別添4】 厚生労働省告示に定める様式（職業安定局関係）

【別添5】 読替後様式及び様式読替後本文を掲載する通達一覧

【別添6】 職業安定局長通達（※）に掲載する様式

※ 雇用環境・均等局長、人材開発統括官との連名通達を含む。

【別添7】 職業安定局課室長通達に掲載する様式

【別添8】 様式読替後の通達本文

以上